

石川県公報

令和3年6月15日

第13414号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○令和3年度クリーニング師研修の指定（薬事衛生課）	1	○県道の供用の開始（同）	3
○令和3年度クリーニング業務従事者講習の指定（同）	2	○石川県立保育専門学園学生募集公告（少子化対策監室）	3
○石川県家畜育成資金利子補給金交付要綱の廃止（農業政策課）	2	○委託業務に係る企画提案の募集公告（競馬総務課）	5
○県道の区域の変更（道路整備課）	2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6

告 示

石川県告示第242号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定により、令和3年度クリーニング師研修を次のとおり指定した。

令和3年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 種類
第1型研修
- 日時
第1回 令和3年10月3日（日）
第2回 令和4年2月20日（日）
- 場所
第1回 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
第2回 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	1時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間
洗濯物の処理	1時間
繊維及び繊維製品	1時間
レポート	あり
計	4時間

- 受講料
5,000円

7 受講の申込み及び問合せの窓口

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎 B館3階
電話番号 076-259-6510

石川県告示第243号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、令和3年度クリーニング業務従事者講習を次のとおり指定した。

令和3年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 主催者の所在地及び名称

東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

2 種類

第2型講習(通信制)

3 日時

受付開始年月日 令和4年1月8日(土)
受付締切年月日 令和4年1月28日(金)
レポート提出締切年月日 令和4年2月18日(金)

4 講習の科目及びレポート課題

科 目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

5 受講料

4,500円

6 受講の申込み及び問合せの窓口

公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎 B館3階
電話番号 076-259-6510

石川県告示第244号

石川県家畜育成資金利子補給金交付要綱(昭和43年石川県告示第417号)は、廃止する。

令和3年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年6月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和3年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
輪島富来線	輪島市空熊町多多良47番1地先から 輪島市空熊町滝ノ本4番1地先まで	旧	10.65～32.49	62.5	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	16.52～41.05	62.5	

石川県告示第246号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和3年6月15日から同月29日まで縦覧に供する。

令和3年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
輪島富来線	輪島市空熊町多多良47番1地先から 輪島市空熊町滝ノ本4番1地先まで	令和3年6月15日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

石川県立保育専門学園学生募集公告

石川県立保育専門学園に令和4年4月に入学する学生を次のとおり募集する。

令和3年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 募集人員

保育学科（修業年限2年） I期試験 50名 II期試験 10名

2 受験資格

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者
- 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和4年3月修了見込みの者
- 文部科学大臣から(1)又は(2)と同等以上の資格を有すると認定された者

3 試験の日時

I期試験 令和3年12月8日（水）午前9時から

II期試験 令和4年2月19日（土）午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

国語

「国語総合」及び「国語表現」（ただし、古文及び漢文を除く。）

(2) 実技試験

音楽

次のA〈ピアノ〉又はB〈声楽〉のどちらか一方を選択する。

A 〈ピアノ〉

次のaからcまでの中から受験生が任意に選択した1曲を演奏する。

演奏は、繰り返しなしとする。暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。

a. バイエルピアノ教則本より 原書番号60番（イ短調3/4拍子）から原書番号106番（ハ長調3/4拍子）の中

から番号を持つ曲

- b. ブルグミュラー 25の練習曲より 第1から25番
- c. ソナチネアルバム I巻より 第1から17番の第1楽章

B 〈声楽〉

次のdからfまでの中から受験生が任意に選択した1曲の1番を無伴奏で歌う。移調可。

暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。必要な者は歌い出しの音をピアノで出すことができる。

- d. 翼をください 山上路夫 作詞 村井邦彦 作曲
- e. 手のひらを太陽に やなせたかし 作詞 いずみたく 作曲
- f. 花 武島羽衣 作詞 滝廉太郎 作曲

(3) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I期試験 令和3年11月8日(月)から同月17日(水)まで

II期試験 令和4年2月7日(月)から同月14日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

1 募集人員

専攻科(修業年限1年) I期試験 10名程度 II期試験 若干名

2 受験資格

保育士資格を有するか、入学までに取得見込みの者

3 試験の日時

I期試験 令和3年11月6日(土)午前9時から

II期試験 令和4年2月19日(土)午前9時から

4 試験会場

金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園

5 試験科目

(1) 筆記試験

小論文

(2) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I期試験 令和3年10月20日(水)から同月27日(水)まで

II期試験 令和4年2月7日(月)から同月14日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の提出を募集する。

令和3年6月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

第21回JBC競走広報業務

(2) 業務の内容

令和3年11月3日(水)、金沢競馬場において開催する第21回JBC競走の売得額を向上させるためのエリア広告及び在宅投票発売対策並びに来場者に満足してもらうための来賓接遇及びファンサービス並びにこれらに附帯する業務

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年11月30日(火)まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 過去において、各種広告、イベント及びファンサービス等の広告代理業務に携わった実績を有する者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、少なくとも1者がこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による資格者名簿に登載されている者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア エリア広告の効果的な実施

イ 在宅投票発売対策の効果的な実施

ウ 来賓接遇及びファンサービスの効果的な実施

エ 運営組織及び執行体制のあり方

オ アからエまでに定める事項の実施に係る経費積算の妥当性

3 募集要項の交付等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 交付期間

令和3年6月15日(火)から同月25日(金)午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出先

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

令和3年7月7日(水)午後5時までに、(1)の提出先へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案について、各提案者からのプレゼンテーション及び2(2)の評価基準に基づく審査を経て、最優秀提案者を選定するものとする。選考結果については、令和3年7月中旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、県と当該企画提案の提案者とが提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行ったうえで、契約を締結するものとし、このことについて、参加者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問については、4(1)の提出先において、令和3年6月25日(金)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、プレゼンテーションへの出席、提出書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とするほか、提出書類は、返却しないものとする。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第66号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和3年6月15日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表550、750、751及び752の項を次のように改める。

550	削 除				
750	市道本町1丁目線8号	金沢市本町1丁目9番16号先	武蔵町方向から本町2丁目方向への左折及び東山3丁目方向への右折	車両(路線バス、普通自転車を除く。)	7:00から8:30まで(土・日曜日、休日を除く。)
751	市道此花町線3号	金沢市笠市町6番6号先	堀川町方向から東山3丁目方向への左折及び本町2丁目方向への右折	車両(路線バス、普通自転車を除く。)	7:00から8:30まで(土・日曜日、休日を除く。)
752	市道笠市町線10号	金沢市笠市町5番10号先	堀川町方向から東山3丁目方向への左折及び本町2丁目方向への右折	車両(路線バス、普通自転車を除く。)	7:00から8:30まで(土・日曜日、休日を除く。)

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢西警察署管内の表494及び495の項を次のように改める。

494	削 除	
495	削 除	

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表206、306、307、362、及び363の項を次のように改める。

206	市道M2号線	白山市漆島町828番地1先	山島台一丁目方向から向島町方向への右折	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終日
306	市道2級幹線本町2丁目丸木線	野々市市本町一丁目5番地54先	押野四丁目方向から横宮町方向への右折	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終日
307	市道2級幹線本町2丁目丸木線	野々市市本町一丁目5番7号先	本町二丁目方向から横宮町方向への左折	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終日
362	市道準幹線菅原北線	野々市市菅原町8番25号先	白山町方向から本町三丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
363	市道準幹線菅原北線	野々市市菅原町120番地3先	住吉町方向から本町三丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第13(車両通行帯)白山警察署管内の表に次のように加える。

230	主要地方道松任宇ノ気線	白山市福増町510番地1先から白山市福増町511番地1先まで(横江交差点から福増東交差点に至る方向)	3本	約30メートル
231	市道横江福増東線	白山市横江町223番地先から白山市福増町2208番地先まで(横江南交差点から福増東交差点に至る方向)	3本	約100メートル

別表第13(車両通行帯)白山警察署管内の表142及び144の項を次のように改める。

142	主要地方道松任宇ノ気線	白山市福増町460番地1先から白山市福増町455番地1先まで(五歩市北交差点方向から福増東交差点に至る方向)	4本	約80メートル
144	主要地方道松任宇ノ気線(緑地帯内)	白山市福増町495番地1先(横江町から宮永町に向かう方向)	3本	約25メートル

別表第14(進路変更禁止及び進行方向別通行区分)金沢中警察署管内の表18の項を次のように改める。

18	主要地方道金沢小松線	金沢市有松2丁目2番3号先から金沢市有松2丁目1番29号先まで(上有松方向から有松交差点に至る方向)	約30メートル	3本	7:30から9:00まで(土・日曜日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯は左折《バス、タクシー(空車を除く)、自動二輪車、原動機付自転車、小型特種及び4人以上乗車の自動車の直進を除く》、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
----	------------	--	---------	----	----------------------------	--

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）白山警察署管内の表に次のように加える。

226	主要地方道松任 宇ノ気線	白山市福増町510番地 1先から白山市福増町 511番地1先まで（横 江交差点から福増東交 差点に至る方向）	約30 メートル	3本	終日	道路の左側端から数 えて1番目の車両通 行帯は左折及び直 進、2番目の車両通 行帯は直進、3番目 の車両通行帯は右折 とする。
227	市道横江福増東 線	白山市横江町223番地 先から白山市福増町 2208番地先まで（横江 南交差点から福増東交 差点に至る方向）	約100 メートル	3本	終日	道路の左側端から数 えて1番目の車両通 行帯は左折及び直 進、2番目の車両通 行帯は直進、3番目 の車両通行帯は直進 とする。

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）白山警察署管内の表132及び134の項を次のように改める。

132	主要地方道松任 宇ノ気線	白山市福増町460番地 1先から白山市福増町 455番地1先まで（五 歩市北交差点方向から 福増東交差点に至る方 向）	約80 メートル	4本	終日	道路の左側端から数 えて1番目の車両通 行帯は左折及び直 進、2番目の車両通 行帯は直進、3番目 の車両通行帯は右 折、4番目の車両通 行帯は右折とする。
134	主要地方道松任 宇ノ気線（緑地 帯内）	白山市福増町495番地 1先（横江町から宮永 町に向かう方向）	約25 メートル	3本	終日	道路の左側端から数 えて1番目の車両通 行帯は直進、2番 目の車両通行帯は右 折、3番目の車両通 行帯は右折とする。